

第 10 回 教育委員会会議録

令和元年 8 月 21 日

1. 開 会
2. 会議録署名委員の指名 ～ 坪谷委員、瓜委員
3. 前回会議録の承認 ～ 承認
4. 議 案
議案第 1 号 令和 2 年度から使用する小学校用教科用図書の採択について
議案第 2 号 令和 2 年度に使用する中学校用教科用図書の採択について
5. その他
6. 出席教育委員
教 育 委 員 山 本 由美子
教 育 委 員 瓜 郁 夫
教 育 委 員 坪 谷 嗣 香
教 育 委 員 高 澤 司
教 育 長 多 田 豊
7. 傍聴人を除き他に議場に出席した者
学 校 教 育 課 長 大 橋 一
社 会 教 育 課 長 野 呂 道 洋
学 校 教 育 課 主 幹 齋 藤 政 弘
学 校 教 育 課 指 導 主 事 内 潟 昭 仁
8. 傍聴人 0 人
会議時間：15 時 00 分～15 時 10 分

教 育 長	<p>開会挨拶</p> <p>会議録署名委員の指名 ～坪谷委員、瓜委員</p> <p>前回会議録 ～瓜委員、高澤委員 承認</p> <p>本日の議案は2件です。よろしくお願ひします。</p>
学校教育課長	<p>議案第1号 令和2年度から使用する小学校用教科用図書の採択について、提案の趣旨をご説明いたします。</p> <p>北海道第5採択地区教科用図書採択教育委員会協議会の決定に基づき、令和2年度から使用する小学校教科用図書を別紙のとおり採択したいので、これを付議するものであります。</p> <p>令和2年度から使用する教科書については、空知管内において岩見沢市を除いた9市14町の合計23市町で構成する北海道第5採択地区として各市町の教育委員会で構成する協議会において選定の作業を行なっております。</p> <p>その結果8月5日、協議会により3ページに示すとおり各教科用図書を決定いたしました。</p> <p>協議会では教科用図書の採択を決定いたしました。が、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第4項の規定により、協議会の構成教育委員会の採択への議決が条件となることから協議をお願いするものであります。</p> <p>また、教科用図書を使用する前年の8月23日までに採択しなければならないことになっておりますことから、本教育委員会において付議するものであります。</p>
教 育 長	<p>管内23市町の教育委員会が構成員となり、北海道第5採択地区教科用図書採択教育委員会協議会で協議がなされた後、それぞれの教育委員会でも、採択について議決をいただくものです。</p>
教 育 長	<p>議案第1号について 了</p>
学校教育課長	<p>議案第2号 令和2年度に使用する中学校用教科用図書の採択について、提案の趣旨をご説明いたします。</p> <p>前議案同様、北海道第5採択地区教科用図書採択教育委員会協議会の決定に基づき、令和2年度に使用する中学校教科用図書を別紙のとおり採択したいので、これを付議するものであります。</p> <p>令和2年度に使用する教科書については、空知管内において岩見沢市を除いた9市14町の合計23市町で構成する北海道第5採択地区として各市町の教育委員会で構成する協議会において選定の作業を行なっております。</p>

	<p>その結果 8 月 5 日、協議会により 5 ページに示すとおり各教科用図書を決定いたしました。</p> <p>協議会では教科用図書の採択を決定いたしましたが、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第 13 条第 4 項の規定により、協議会の構成教育委員会の採択への議決が条件となることから協議をお願いします。</p> <p>また、教科用図書を使用する前年の 8 月 23 日までに採択しなければならないことになっておりますことから、本教育委員会において付議するものであります。</p>
教 育 長	議案第 2 号について 了
<p style="text-align: center;">署名委員</p> <p style="text-align: center;">署名委員</p> <p style="text-align: center;">書 記 学校教育課 総務・学校教育担当主幹</p>	